

事業ごみの分類と処理方法

事業ごみの正しい処理と 減量・再資源化にご協力ください！

事業活動に伴って生じた廃棄物（事業ごみ）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）の規定により、事業者の方が自らの責任と負担によって適正に処理していかなければなりません。

事業ごみは家庭ごみとは分類や処理方法、処理手数料などが異なります。

蒲郡市では事業ごみについては量が少ないので、見た目が家庭ごみと同じであっても、地域住民の自治会である総代・常会が管理を行っている燃やすごみ・資源物集積場（ステーション）には一切出すことができません。

このパンフレットでは、事業ごみの適正な分類と処理方法を紹介していますので、事業ごみの適正処理にご協力ください。



蒲郡市環境清掃課

令和2年8月作成

このパンフレットの電子データ

蒲郡市ホームページ⇒検索バーにて「事業ごみの分類と処理方法」と検索
事業ごみの案内ページにてダウンロード可能です。

問い合わせ先 環境清掃課（クリーンセンター）

〒443-0105 蒲郡市西浦町口田土1 TEL 0533-57-4100

FAX 0533-57-3924

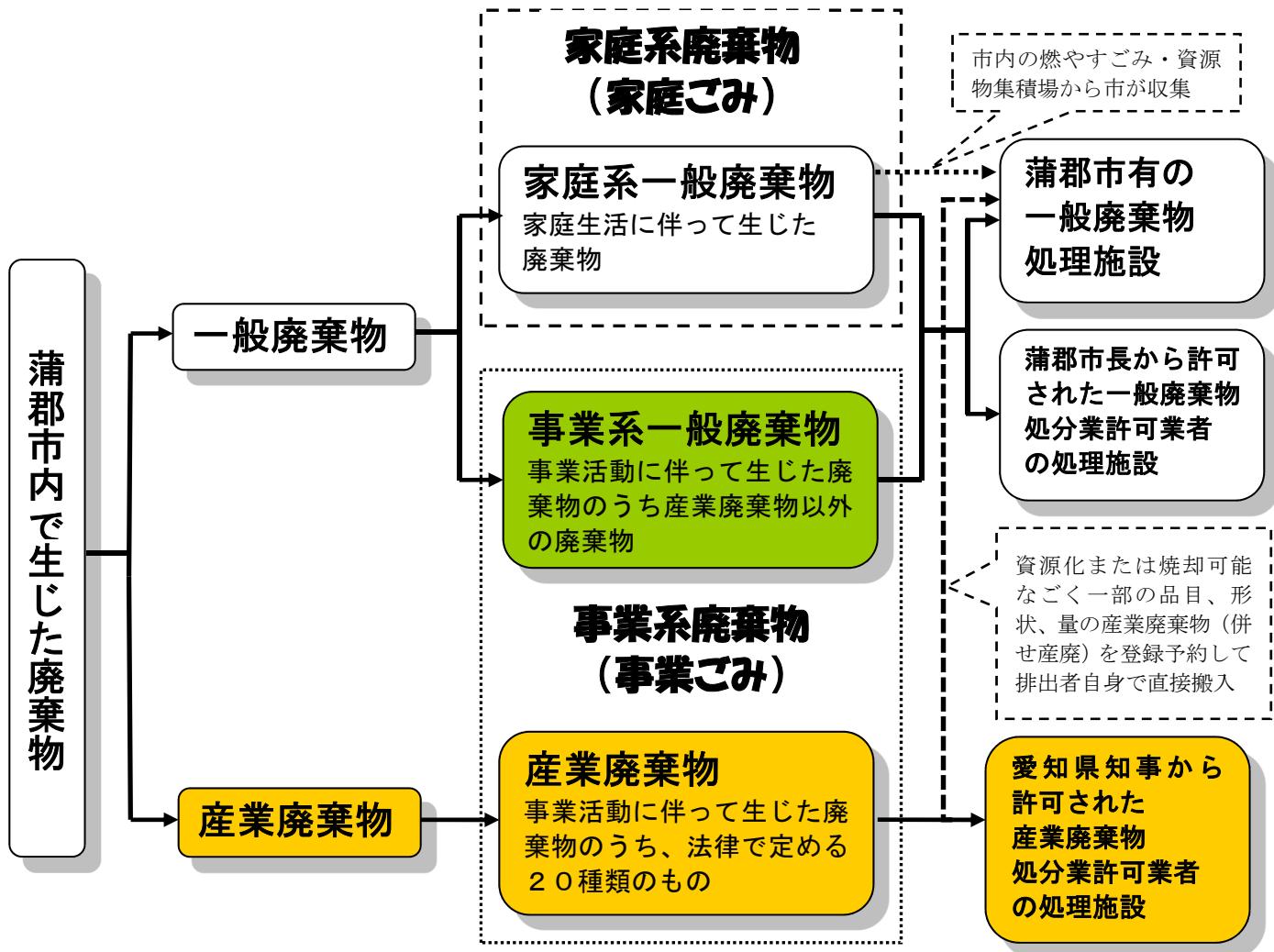
ホームページ <http://www.city.gamagori.lg.jp/site/seiso/>

○事業ごみ（事業系廃棄物）とは

家庭生活に伴って生じたごみと区別して、事業活動に伴って生じたごみのことを事業ごみ（事業系廃棄物）といいます。

事業活動とは、会社・商店・飲食店・工場など営利を目的とする活動だけではなく、病院・学校・官公署など、公共サービス等の活動も含まれます。

○蒲郡市内で生じた廃棄物の分類と処分先



廃棄物（ごみ）は大きく分けて、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。更に一般廃棄物は、家庭系と事業系に分かれます。

事業系廃棄物（事業ごみ）は事業系一般廃棄物と産業廃棄物のことを指します。

産業廃棄物は「廃掃法」で20種類が定められています。そして、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と定義しています。

※事業系廃棄物（事業ごみ）は、廃棄物の種類によって処理方法が異なりますので、適正な処理をお願いします。

○事業系廃棄物（事業ごみ）は、自ら処理する責任があります。

事業活動に伴って生じたごみは、「廃掃法」第3条においてそのごみを排出した事業者が処理責任を持つと定められています。

不法投棄、野外焼却は法律で禁止されています。廃棄物を道路や空き地に捨てることや、野外や簡易焼却炉で焼却することは一部の例外を除き法律で禁止されています。違反者には5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金又はその併科に処されます。

事業系廃棄物（事業ごみ）は、「量」や「見た目」に関係なく総代・常会（町内会）が管理する燃やすごみ集積場及び資源物集積場に出せません。総代・常会が管理する燃やすごみ・資源物集積場は家庭系一般廃棄物（家庭ごみ）を出すための場所であり、事業系廃棄物を出されても回収は行いません。周辺住民の迷惑になりますので、事業系廃棄物を総代・常会（町内会）が管理する燃やすごみ集積場や資源物集積場に出さないでください。

「量が少ないから」「家庭ごみと同じ見た目だから」と思われる方もいるかもしれません、量の多少や見た目に関わらず、事業活動に伴って生じるごみは全て事業系廃棄物（事業ごみ）に分類されますので注意してください。

事業系廃棄物は家庭系一般廃棄物とは分類や処理方法が異なります。

また事業系廃棄物のうち、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の処理方法も異なります。

○事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物の処理方法については、以下の4つの方法があります。

（1）再生利用業者に引き渡す

愛知県のホームページで再生利用業者を探すことができます。

許可業者・登録業者の検索

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/gyousya/index.html>



（2）一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託

蒲郡市長から許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬料金を支払い、蒲郡市や一般廃棄物処分業許可業者的一般廃棄物処理施設に搬入するよう委託します。

原則として一般廃棄物は発生した市町村で処理するよう定められているため、蒲郡市外で発生した一般廃棄物を蒲郡市内的一般廃棄物処理施設に搬入させることはできません。

別紙「蒲郡市」を参考に、許可を受けている業者を探してください

<http://www.city.gamagori.lg.jp/site/seiso/kyokagyosya.html#kyokaichiran>



(3) 蒲郡市有の一般廃棄物処理施設に自ら直接搬入する

事前に別紙「市内の事業者が蒲郡市クリーンセンターに直接搬入できる事業系一般廃棄物の搬入基準表」を参考に、ごみを種類別（資源物・粗大ごみ・大型可燃ごみ・燃やすごみ）に分けた状態で搬入してください。

原則として一般廃棄物は発生した市町村で処理することになっていますので、蒲郡市外で発生した一般廃棄物を蒲郡市内の処理施設に搬入することはできません。

蒲郡市の一般廃棄物処理施設	住所
蒲郡市クリーンセンター	蒲郡市西浦町口田土1番地
一色処分場	蒲郡市一色町下手張10番地の1

※一色処分場は、主に30cm～150cmの剪定枝を処理する蒲郡市有の一般廃棄物処理施設です。草・剪定枝は長さや太さによって搬入場所が変わります。別紙「蒲郡市有処理施設の草木搬入基準」を参考に、適正な分別方法と搬入場所を確認してください。

【クリーンセンター事務所（環境清掃課）で配布 ホームページからもダウンロード可能】

草木の出し方

<http://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kankyo/kusaki.html#kijyun>



蒲郡市クリーンセンター及び一色処分場の事業系一般廃棄物受付時間		
受付曜日	受付開始時間	受付終了時間
月曜日～金曜日 (祝日含む)	午前9時から	正午まで
	午後1時から	午後4時30分まで

※年末年始は受付時間が通常と変わりますので注意してください。

(4) 一般廃棄物処分業許可業者の一般廃棄物処理施設に自ら直接搬入する

蒲郡市長から一般廃棄物処分業許可を受けている民間業者の処理施設に処理手数料を払って処理依頼できます。業者によって受入可能な一般廃棄物の品目や処理手数料は異なります。別紙「蒲郡市一般廃棄物処分業許可業者一覧表」を参考に、許可を受けている業者を探してください。

【クリーンセンター事務所（環境清掃課）で配布ホームページからもダウンロード可能】

<http://www.city.gamagori.lg.jp/site/seiso/syobungyosya.html#ichiran>



○産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物の処理方法については、以下の3つの方法があります。

(1) 再生利用業者に引き渡す

(2) 愛知県知事から許可を受けた産業廃棄物収集運搬許可業者に委託する

愛知県のホームページで産業廃棄物収集運搬業許可業者や再生利用業者を探すことができます。産業廃棄物のうち、どの品目を処理できるかは各業者によって異なります。

産業廃棄物は全部で20種類あります。一般廃棄物でも産業廃棄物でも再生利用可能なものについては、民間の再生利用業者に処理を依頼して廃棄物の減量に努めていただけるようお願いします。

詳細な分類については愛知県のホームページ掲載のパンフレットをダウンロードしてご覧ください

下記のリンク先で「産業廃棄物対策」の項目を探し、「廃棄物を適正に処理しましょう（パンフレット）」をクリックしてダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/index.html>



(3) 蒲郡市有の一般廃棄物処理施設に登録・予約の上、厳密な基準を守って処理依頼する（破碎処理をせずに焼却可能な一部の品目に限る）

蒲郡市有の一般廃棄物処理施設（クリーンセンター・一色処分場・大塚処分場）では産業廃棄物の処理義務はありません。

しかし、条件を満たしている中小事業者（小規模事業者）に限定して、蒲郡市内で生じた一部の品目に限って、「併せ産廃」「みなし一廃」として特別に登録予約制で受入しています。

登録をするには、クリーンセンター事務所（環境清掃課）に直接来て頂き、登録予約制度の説明を受けたのちに登録申請書を提出する必要があります。その際、事業所名、事業所所在地、事業所の連絡先、搬入登録車両のナンバーの記入、会社の印鑑が必要となります。

しかし、蒲郡市のクリーンセンターは一般廃棄物処理施設ですので、一般廃棄物の処理が優先されます。

そのため、状況によっては将来的に産業廃棄物の受入れを停止する可能性があることをご承知ください。

○事業ごみの分類表

蒲郡市内の市有か民間業者の一般廃棄物処理施設

県知事等より許可を受けた民間業者が運営する産業廃棄物処理施設

事業系 一般廃棄物	可燃ごみ	生ごみ 茶殻 タバコの吸殻 落ち葉 髪の毛 草 紙くず【書類・ちり紙・紙コップ等】 従業員の飲食に伴って発生したプラスチック製の弁当がら・カップ麺の容器・菓子袋・トレイ 木くず【割り箸・木製家具・剪定枝】※建設業の工作物新築・改築・除去に伴うものや、木材または木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業に伴う木くずは産業廃棄物。業種に関わらず、木製パレットやP C Bが付着している木くずは全て産業廃棄物。	
	紙類 資源	新聞紙 雑誌 電話帳 ダンボール 伝票 紙パック 書類 OA用紙 機密文書 等	
産業	廃プラスチック類	ペットボトル 白色トレイ ビニール袋 ビニール紐 発泡スチロール プラスチック製品 ポリ容器 PPバンド プラスチック製容器包装（弁当がら カップ麺の容器 菓子袋 トレイ）樹脂製のネット・ロープ・シート ※ 事業所から排出されるものは全て該当します。	
廃棄物	金属くず	空缶 金属製ロッカー スチール製事務用品 電気設備機器 パイプ 金網 傘の金属部分 等 ※ 事業所から排出されるものは全て該当します	
廃棄物	ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず	びん 蛍光管 割れた窓ガラス 電球 レンガ 陶磁器 等 ※ 事業所から排出されるものは全て該当します。	
廃棄物	家電リサイクル法が適用されるもの（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、適正なリサイクルルートで処理する必要があります。適用されない家電については産業廃棄物として処理してください。産業廃棄物も再生利用できる場合がありますので、適正な処理を行っている再生利用業者に引き渡すなどして、ごみ減量に努めてください。	産業廃棄物は、上記3種類だけではなく、全部で20種類あります。	
廃棄物	あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず 【ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず】 鉱さい がれき類 ばいじん	
廃棄物	特定の事業活動に伴うもの	紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 動物系固形不要物 家畜の糞尿 家畜の死体	
	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例 有害汚泥のコンクリート固化化物など）		

※ 産業廃棄物については、排出事業者側にマニフェストを発行・管理する義務があります。

展開検査を実施しています

蒲郡市では、搬入不適物の搬入防止のため、クリーンセンターに持ち込まれる事業系廃棄物の展開検査を行っています。

展開検査で搬入不適物を発見した場合は、搬入業者に対し指導及び持ち帰りの指導を行っています。



搬入不適物とは

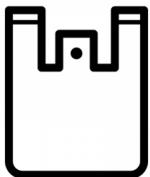
30cm以上の大好きなごみ、産業廃棄物、蒲郡市以外で発生した廃棄物のことをいいます。

産業廃棄物の不正混入が多く発生しています。

事業活動で排出された廃プラスチック類であるビニール等は産業廃棄物です。

事業系一般廃棄物と混在している場合が多く確認されています。

ビニール類
(廃プラ)



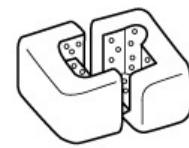
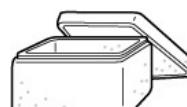
PPバンド
(廃プラ)



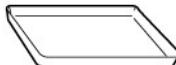
緩衝材
(廃プラ)



発砲スチロール
(廃プラ)



食品トレー
(廃プラ)



缶・ペットボトル
(金属くず・廃プラ)



蛍光灯
(水銀使用製品)



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「蒲郡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に違反したときは、クリーンセンターへの廃棄物の搬入ができない場合があります。

お問い合わせ先

一般廃棄物に関すること

蒲郡市環境清掃課

TEL 0533-57-4100

産業廃棄物に関すること

東三河総局県民環境部環境保全課

TEL 0532-54-5111